

「保育士・保育の現場の魅力発信」企画・運営業務委託  
プロポーザル募集要領

1 目的

保育所は、社会機能の維持のために重要な役割を担っており、保育に対するニーズと関心が高まっている一方、相次ぐ保育現場の事件・事故(子の置き去り、園バス、不適切保育等)など、以前に比べても園や保育士に求められる役割や業務が多くなっており、「保育士は大変」というネガティブなイメージが先行し、保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする者が低減していることから、様々な手法を用いて、指定保育士養成施設、市町および保育団体等と連携を図りながら保育士・保育の現場についての魅力の発信を行い、保育士に対するポジティブなイメージを醸成することを目的とする。

2 企画提案書を募集する委託業務概要

(1) 業務名

「保育士・保育の現場の魅力発信」企画・運営業務

(2) 業務内容

別紙「保育士・保育の現場の魅力発信」企画・運営業務委託仕様書(以下「仕様書」)  
のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託契約金額の上限

金2,500,000円(消費税および地方消費税を含む)

3 参加資格

本委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。共同事業者による申請の場合、すべての構成員が次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本委託業務の参加資格認定の日において現に指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加資格を有する者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に指定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を

- いう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 福井県内に営業所を有し、県の求めに応じて来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (7) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (8) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)および宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でないこと。
- (9) 「保育士・保育の現場の魅力発信」企画・運営業務プロポーザル審査会(以下「審査会」)前3年間に於ける団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- (10) 福井県から訴えを提起されていないこと。
- (11) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

#### 4 プロポーザル審査の手続き等

##### (1) スケジュール

項目	日程
① 募集要領等の公示・配布期間	令和8年2月19日(木)～2月27日(金)
② 質問受付期間	令和8年2月19日(木)～2月27日(金)
③ 参加申込期間	令和8年2月19日(木)～3月4日(水)
④ 参加資格の認定結果通知	令和8年3月5日(木)
⑤ 企画提案書提出期間	令和8年3月6日(金)～3月17日(火)
⑥ 審査会	令和8年3月25日(水)

##### (2) 募集要領等の配布

本委託業務に関する募集要領等を次のとおり配布する。

- ① 配布期間 令和8年2月19日(木)～2月27日(金) 9時から17時の間(土日を除く)
- ② 配布場所 下記「10 問合せ先」に同じ。
- ③ 配布方法 募集要領等は、上記②配布場所での配布および福井県健康福祉部児童家庭課ホームページに掲載する。

##### (3) 質問の受付および回答

本委託業務に関する質問を次のとおり受付、回答する。

- ① 受付期間 令和8年2月19日(木)～2月27日(金) 9時から17時の間(土日を除く)
- ② 提出場所 下記「10 問合せ先」に同じ。
- ③ 提出方法 質問票(様式第1号)により電子メールで提出すること。
- ④ 回答方法 令和8年3月2日(月)までに電子メールにより回答する。  
ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

#### (4) 参加表明書の提出

本委託業務にかかるプロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書(様式第2号)を提出すること。

- ①提出期限 令和8年3月4日(水) 17時まで(必着)
- ②提出方法 持参の場合は、土・日・祝日を除く9時～17時に持参すること。  
郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
- ③提出先 下記「10 問合せ先」に同じ。
- ④提出書類
  - ア 参加表明書(様式第2号)
  - イ 企画提案参加者の会社概要、事業内容等が分かる書類(様式任意)
  - ウ 直近の決算報告書(貸借対照表および損益計算書)の写し
  - エ 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書
  - オ 法人の登記事項証明書または登記簿謄本
  - カ 提案を求める業務と同種または類似業務を履行した実績(様式第3号)※上記の資料が揃えられない場合については、別途県と協議する。
- ⑤提出部数 1部
- ⑥参加辞退 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式第4号)を提出すること。

#### (5) 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和8年3月5日(木)付けで書面にて通知する。参加表明書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を書面により通知する。

#### (6) 企画提案書等の提出

参加資格要件を有すると認められた者は、次のとおり企画提案書等を期限内に提出すること。なお、企画提案書提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

- ① 提出期限 令和8年3月17日(火) 17時必着
- ②提出方法 持参の場合は、土・日・祝日を除く9時～17時に持参すること。  
郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
- ③提出先 下記「10 問合せ先」に同じ。
- ④提出書類(※A4サイズ、任意様式)
  - ア 企画提案書
    - ・提案概要(提案の狙い、特徴)や基本的な考え方
    - ・仕様書に沿った企画提案
    - ・業務実施スケジュール(業務ごと、企画ごとに明確に提示すること)
    - ・業務実施体制(業務全般を監督する責任者および業務ごとの担当者の配置、氏名・役職、これまでの実績やノウハウ・知識など、提案内容の実現可能性が判断できるよう明確に提示すること)
    - ・その他独自の提案内容

イ 経費見積書(内訳含む。委託契約 金額の上限を満たすよう経費の割引を行っている場合は  
詳細な積算を明確に提示すること)

※記載する金額は、消費税および地方消費税10%を含んだ金額とする。

ウ 参考資料

- ・会社の概要(組織体制、主要業務等)
- ・過去の同様な業務の履行実績が分かるもの

⑤提出部数 正本1部、副本8部(紙媒体で提出)

⑥留意事項

- ア 企画提案に係る経費は全額提案者負担とする。
- イ 提出後における書類の追加および変更は認めない。
- ウ 提出された書類は一切返却しない。
- エ 提出された書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

(7) 審査会

本委託業務にかかるプロポーザル審査会を次のとおり実施する。

①日時・場所 令和8年3月25日(水)

詳細な日時および場所等は、企画提案を提出した者に別途通知する。

②実施方法 プレゼンテーション 20分以内

質疑応答 10分以内

③その他 企画提案書に基づき説明すること。ただしPC等の使用を妨げない。

プレゼンテーション参加者は2名以内とする。

5 審査方法

(1) 審査基準

下記の評価項目に従い、提出書類およびプレゼンテーション内容について公正に審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者を選定する。

- ①企画提案書の的確性およびわかりやすさ
- ②企画提案内容の実現性
- ③実施業務の効果
- ④独自の提案内容
- ⑤業務計画およびスケジュール
- ⑥業務を履行する能力の有無、実施体制
- ⑦事業費の妥当性

(2) 優先交渉権者の決定

審査会において総合的に評価し、最も優れた者を優先交渉権者とする。なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

(3) 選定結果通知

選定結果の通知は、すべての本プロポーザル参加者に対して通知する。

①通知方法 応募者の代表者(担当者)宛に書面にて通知

②通知予定日 プレゼンテーションを実施した日から1週間以内

なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

## 6 契約の締結

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、福井県財務規則に基づいて契約を締結する。

したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- ・契約の締結に応じないとき
- ・財務状況の悪化等により業務の履行が確認できない恐れがあるとき
- ・その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき

## 7 再委託

本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、県に協議のうえ、その承諾を得るものとする。

## 8 成果物等に関する権利の帰属

本業務により制作された成果物等に係る使用权、著作権、所有権は、原則として委託料が完済されたときに、県に帰属するものとする。また、県は成果物等を公共の目的のために、県が使用し、または県が指定する者に使用させることができるものとする。ただし、これにより難しいものについては、あらかじめ条件を示し、県と協議すること。

## 9 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成および提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された企画提案書を無効とする。
- (4) 提出された全ての書類は、プロポーザル終了後も返却しない。提出されました全ての書類は、福井県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書となるため、法人に関する情報(いわゆる企業秘密等)に該当する場合は、その旨明記すること。
- (5) 契約保証金について  
契約保証金は、見積金額の100分の10以上とする。ただし、福井県財務規則第172条第3、5、6、7号の規定に該当する場合は免除とする。契約書は2通作成し、双方が各1通を保有する。

## 10 問合せ、書類提出先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部児童家庭課幼保支援グループ(担当 谷下)

電話 : 0776-20-0342 FAX : 0776-20-0640 電子メール : jidou@pref.fukui.lg.jp